

旧経営陣に対する刑事上、民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

当行は、金融再生法第50条に定められた旧経営陣（取締役若しくは監査役又はこれらの者であった者）等の職務上の義務違反等に基づく責任を追及するため、平成10年12月以来、日本弁護士連合会より推薦を受けた弁護士等の第三者により構成された内部調査委員会（委員長：川端和治弁護士）を設置して調査を行うなど、精力的に検討を行いました。

内部調査委員会からの報告は、平成11年6月4日に行われた平成10年3月期の決算配当に係る旧経営陣の刑事責任に関する第1回報告および平成11年6月10日に行われた調査結果全体を取りまとめた最終報告により構成されております。（別紙「内部調査委員会報告書に基づく総括報告書」参照）

こうした内部調査委員会の報告等を踏まえ、当行は、慎重に検討を重ねた上、責任追及に必要な措置を講じました。

なお、調査対象が極めて広範囲にわたっており、一般取引先に重大な影響を及ぼす等の不測の事態を惹起する虞もあることから、内部調査委員会最終報告書全文の提出は不適切と判断しました。

2. 刑事上の責任追及について

旧経営陣に対する刑事責任の追及については、平成11年6月4日に、内部調査委員会第1回報告を受けて、直ちに取締役、監査役で慎重に審議した結果、全員一致で旧経営陣の告訴を決議し、同日付で東京地方検察庁ならびに警視庁に告訴状を提出するとともに、証券取引等監視委員会に通報いたしました。告訴の事由は、平成10年3月期の決算配当等に関して商法違反（違法配当罪）および証券取引法違反（有価証券報告書虚偽記載罪）の可能性があると判断したものです。

その後、6月10日には旧経営陣3名（大野木克信元頭取、須田正巳元副頭取、鈴木克治元副頭取）が逮捕され、6月30日に同3名は起訴されました。

なお、本件に関しては、公判が既に開始されており（第1回公判：11月19日、第2回公判：12月15日）、今後とも、司直の手による真相の究明を見守りたいと考えております。

3. 民事上の責任追及について

旧経営陣に対する民事責任の追及については、平成11年6月10日に、内部調査委員会最終報告書の提出を受け、直ちに提訴案件協議会（取締役、監査役、内部調査委員会委員各3名により構成）を設置し、提訴案件の絞り込みを開始しました。7月7日には訴訟代理人団（団長：川端和治弁護士）を組成し、追加調査と訴状の作成を始めとする訴訟準備を行うとともに、12月13日、訴訟代理人団より民事提訴に係る最終報告を受けました。

同最終報告を受け、内部調査委員会設置以来1年余に亘る検討結果を踏まえ、慎重かつ厳正に審議した結果、12月16日、当行は、元取締役15名に対し、総額63億円の損害賠償を求める4件の訴訟を東京地方裁判所に提起することを決定しました。

提訴事案4件の概要は、次のとおりです。

- (1) 違法に実施された平成9年9月期中間配当および平成10年3月期決算配当
損害額：中間配当、決算配当ともそれぞれ約71億円
訴 額：中間配当3億円、期末配当7億円
提訴対象者：増澤高雄前会長、大野木克信元頭取を含む元取締役8名
- (2) リポート開発会社「イ、アイ、イーインターナショナル」に対する緊急支援融資
損害額：約32億円
訴 額：3億円
提訴対象者：堀江鐵彌元頭取を含む元取締役4名
- (3) リポート開発運営会社「日本海洋計画」に対するプロジェクト資金融資
損害額：約74億円
訴 額：1億円
提訴対象者：元取締役1名
- (4) 当行主要関連ノンバンク「日本リース（現社名：日本アセットマネジメント）」
「日本ランディック」「エヌイーディー」の3社に対し実施された損益支援および
資金支援
損害額：約2631億円
訴 額：49億円
提訴対象者：増澤高雄前会長、堀江鐵彌元頭取、大野木克信元頭取を含む元取締
役10名。

これらの事案は、内部調査委員会報告書で民事責任が認められる可能性があるとした事案を対象に、個別事案にかかる民事責任の軽重、当行が特別公的管理に至った要因としての影響度の大小、訴訟の社会的意義ならびに訴訟にかかる経済合理性等を総合的に勘案の上、選定したものであり、刑事上の責任追及のため当行が告訴し旧経営陣3名が起訴された違法配当事案、融資決定にあたり当該意思決定が著しく不合理で銀行取締役としての善管注意義務違反の程度が極めて大きいと判断しうる融資事案、および巨額の不良債権を抱えた当行関連ノンバンクに対する各種支援行為を対象としたものです。

以上

内部調査委員会調査報告書に基づく
総括報告書

平成11年12月16日

株式会社日本長期信用銀行

本報告書は、平成11年6月10日に当行頭取宛提出された内部調査委員会最終報告書を踏まえ、当行の責任において、その内容を総括し、とりまとめたものです。

目次

I はじめに

- 第1 内部調査委員会の設置根拠、目的及び構成
- 第2 調査の対象及び方法
 - 1 調査の対象
 - 2 調査の方法と経緯
- 第3 調査結果

II 長銀破綻の経緯

- 第1 長銀の沿革
- 第2 長銀及び長銀関連親密先の不良債権の発生
 - 1 バブル期の業務運営
 - 2 バブル経済の終焉と不良債権の発生
- 第3 不良債権処理への対応
 - 1 はじめに
 - 2 平成2年度（平成2年4月～平成3年3月）
 - 3 平成3年度（平成3年4月～平成4年3月）
 - 4 平成4年度（平成4年4月～平成5年3月）
 - 5 平成5年度（平成5年4月～平成6年3月）
 - 6 平成6年度（平成6年4月～平成7年3月）
 - 7 平成7年度（平成7年4月～平成8年3月）
 - 8 平成8年度（平成8年4月～平成9年3月）
 - 9 平成9年度（平成9年4月～平成10年3月）
 - 10 平成9年度決算（平成10年3月期）について
 - 11 平成10年度（平成10年4月～平成10年10月）

Ⅲ 法的判断基準等

第1 刑事責任の判断基準

- 1 はじめに
- 2 特別背任罪の構成要件
- 3 違法配当罪（商法489条3号違反）及び有価証券報告書虚偽記載罪（証券取引法197条1項1号、24条1項違反）の各構成要件

第2 違法な中間及び期末の利益配当に関する民事責任の判断基準

- 1 取締役の責任
- 2 監査役の責任

第3 善管注意義務違反に基づく民事責任の判断基準

- 1 取締役の注意義務
- 2 長期信用銀行の取締役の善管注意義務
- 3 一般先に対する貸付についての善管注意義務
- 4 関連親密先に対する救済支援に関する善管注意義務
- 5 銀行の体力と取締役の善管注意義務

第4 類型的支援策の相当性

- 1 受皿会社に対する不動産の譲渡
- 2 受皿会社に対する政策株式の譲渡

Ⅳ 総括意見

- 1 不稼働資産の発生
- 2 不稼働資産の処理の先送り
- 3 コンプライアンス精神の希薄性

Ⅰ はじめに

第1 内部調査委員会の設置根拠、目的及び構成

内部調査委員会（以下、「同委員会」という。）は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第50条に基づき株式会社日本長期信用銀行（以下、「長銀」という。）により設置された。同委員会の目的は、同法50条1、2項の規定する民事・刑事の責任の有無について調査し、その結果を長銀に報告することである。同委員会は、長銀が日本弁護士連合会から推薦を受けた委員（弁護士）7名、長銀及び同委員会の承認の下に各委員の委嘱を受けた常置代理人（弁護士）8名及び補助者（弁護士）2名並びに同委員会が必要を認め長銀の同意を得て委嘱した公認会計士その他の専門家アドバイザー3名をもって構成した。委員の氏名は以下のとおりである。

委員長川端和治、委員浦田数利、同須藤正彦、同保田真紀子、同松尾眞、同北澤正明、同明石一秀

第2 調査の対象及び方法

1 調査の対象

同委員会は、以下の対象について取締役の責任の有無について調査した。

(1) 与信案件等については、原則以下の各項のいずれかに該当する融資先の与信案件等。

- ① 平成10年9月末基準の長銀自己査定結果における債務者区分が「要注意先」以下であり、グループ与信500億円以上の先。但し、明らかに問題ないと認められる先を除く。
- ② 過去5年間の直接償却の累計が300億円以上の先。但し、住宅金融専門会社において長銀が母体行でないものを除く。（これにより過去5年の直接償却額の64.3%がカバーされる。）
- ③ 長銀関連親密先及びそのグループ先。但し、平成10年9月末基準の長銀自己査定結果における債務者区分が「要注意先」以下の先。

(2) 上記の他、長銀取締役（会）、監査役（会）及び同委員会が調査に着手した後に調査が必要であると認めた事案。

上記（１）と（２）において調査の対象としたのは、合計26グループ（116社）で、平成10年9月末の与信額は合計3兆6748億円（要注意先以下与信総額の約55%）である。

（３）平成10年3月期決算（中間配当を含む）の適法性等与信以外の事案。

2 調査の方法と経緯

同委員会は、概略以下のとおりの方法で調査を行った。

- （１）与信案件については、同委員会事務局（長銀行員で構成された）の各案件担当者が、同委員会の指示に基づき、調査対象別の貸出先の調査票その他委員の調査活動に資する資料を作成し、全件を全員の委員、常置代理人、アドバイザー及び補助者（以下、総称して「委員等」という）に配布し、また委員会に出席して資料の説明をする。
- （２）各委員等は、同配付資料を精査するだけでなく、適宜事務局に追加資料の提出を求めるなどして十分な調査を行い、主査となっている案件については個別案件調査報告書原案を作成する。
- （３）各案件で共通して問題となる論点について論点ごとの班を別途編成し、審議の結果班の合意が得られた結論について報告書原案を作成する。
- （４）決算と配当の適正性については、決算班を設置し、償却引当額不足による違法配当の実施がないかどうかを調査する。
- （５）原則として隔週土曜日に行われる委員会において、主査が前記原案に基づき担当案件の報告を行い、それを受けて全委員等が審議する。
- （６）委員会の開催されない土曜日には、委員に班の主査等を加えたキャップ会議を開催し、論点の整理等を行い、大まかな方針を協議する。
- （７）委員の全員一致または1名を除く全員一致の結論が得られれば、調査報告書を作成して長銀に提出する。

同委員会としては、このような調査方法により、平成10年12月10日を第一回委員会として計18回の委員会を開催した他、小委員会としてのキャップ会議、個別論点毎の班会議などを多数回開催、協議して調査を行った。

第3 調査結果

同委員会から受けた報告は、概略以下のとおりであった。

各個社に対する融資案件等についての調査結果を概観すると、関与した取締役につき特別背任罪が成立する可能性のある案件で公訴時効が完成していないものは見いだせなかった。善管注意義務違反に基づく損害賠償責任については、相当数の融資案件について責任発生の可能性が認められたが、同委員会としては個々の案件に関する提訴の相当性についての最終判断は留保した。また、平成10年3月期の利益配当等に関して商法違反（違法配当罪）及び証券取引法違反（有価証券報告書虚偽記載罪）の成立の可能性があると判断した。同違法配当等に関与した取締役及び平成9年9月期の中間配当実施について最終決定を行った取締役については、違法な中間及び期末の利益配当に基づく損害賠償責任及び弁済責任が発生する可能性がある。

なお、同委員会の判断及び結論は、同委員会が長銀の協力のもとに調査の機会を得た書面及び聴き取り調査の結果に基づく同委員会としての意見である。同委員会としては判断に際し最大限度の正確を期したが、調査に際しては、調査権限、調査手段、期間などの諸点において制約が存したため、これらの制約のもとに下された判断であることを付言する。

II 長銀破綻の経緯

第1 長銀の沿革

- 1 長銀は昭和27年12月、「長期信用銀行法」施行とともに、長期金融の専門銀行として設立され、金融債を発行して調達した資金をもって、長期固定金利貸付を行うことを主たる業務としていた。
- 2 設立から昭和30年代にかけては、当時の国策に沿い電力・鉄鋼・海運・石炭の四重点基幹産業に始まり、機械・金属・化学等の重化学工業へ重点的に長期資金を供給していった。昭和40年代には、流通・サービス等新規産業や社会開発プロジェクト分野にも融資対象を拡げるとともに、個人への債券販売推進を図った。昭和50年代には、産業構造変化、金利自由化の進展等の業務環境変化を踏まえ、受信専門店舗の展開、リッチョーワイド

発売等により個人取引を大幅に拡大し、事業法人取引について中堅・中小企業を対象とする積極的な新規取引開拓を図っていった。また、国際証券業務、プロジェクトファイナンス等の本格的な展開やリース取引等周辺業務の活用により、内外の取引先に対する総合金融サービスの推進を行った。

3 昭和60年以降は、金融の自由化及びグローバルな競争ルール統一が進む中で、資産運用業務、資産の流動化・証券化や金融商品開発など付加価値の高い事業金融サービスの拡充が目標とされた。

4 平成以降については、後記のとおりであり、平成10年10月23日、金融再生法の施行当日に特別公的管理の開始決定を受け、現在に至っている。

第2 長銀及び長銀関連親密先の不良債権の発生

1 バブル期の業務運営

平成元年長銀は「世界のトップクオリティバンクを目指して」と題する「第六次長期経営計画」を策定した。同計画に基づき、中堅中小企業新規開拓を目的とした営業拠点として都内に空中店舗を設置した他、首都圏をはじめとした大都市圏での融資営業要員の増強を行い、大企業向け融資以外の分野での資産積み上げ、即ち量的拡大による一層の収益追求を図った。バブル経済の後半期にあつて、与信先顧客の業容等の十分な審査に重きをおかず、融資対象物件の担保価値に過度に依存した信用判断により、他銀行との貸出競争の中で不動産担保貸出を急増させた。

また長銀は、早くから、リース業、ベンチャーキャピタル業、住宅金融、不動産担保金融業務等の各業務分野において、関連親密先の設立或いは親密企業群との取引を通じてその業容拡大を図っていた。長銀内では、長銀インターナショナルリース（以下、「長銀リース」という）、エヌイーディー、日本ランディック（以下、「ランディック」という）を関連先と呼び、日本リースなどを親密先と呼んでおり、以下これらを総称して「関連親密先」と呼称する。

バブル期においては、これらの関連親密先が、審査体制、事後管理体制が未整備なまま、不動産担保に依存した営業貸付業務を急速に拡大し、無秩序な不動産担保融資の拡大を通じた収益競争にのめり込んでいった。

2 バブル経済の終焉と不良債権の発生

平成2年3月、大蔵省がいわゆる総量規制を発出し、それまでの金融緩和から地価抑制を目的とした引き締めに移じた。この影響を受け経営基盤の脆弱な不動産業者の資金繰りが急激に窮迫、相次いで経営が破綻した。日経平均株価（終値）は平成元年末の3万8915円を最高値として平成4年8月には1万4309円まで下落し、地価は平成2年頃をピークに平成4年1月には公示地価が17年振りに低下、バブル経済は終焉を迎えた。これにより、それまでの不動産担保に依存した貸出が一斉に不良債権化した。その象徴的存在が不動産開発投資で業容を急拡大していた株式会社イ・アイ・イー・インターナショナル（以下、「EIE」という。）グループ向貸出である。同時に関連親密先においても長銀同様に多額の不稼働資産が発生し、折からの金利上昇もあって急速に経営内容が悪化した。

第3 不良債権処理への対応

1 はじめに

長銀経営陣は、バブル崩壊の直後から巨額の不稼働資産を早急に処理しなければならないと認識しながらもその決断ができず、不稼働資産の顕在化を防ぎつつ、種々の方策により段階的に処理をするという路線を決定した。この路線のもとで、長銀は、新設の受皿会社による担保不動産買取、救済支援の名目での債権放棄、新規融資など種々の方策を講じてきた。結局、不稼働資産の額が巨額であったため、合理的な再建策が実施できなくなり、先送りをしている間の不動産市況低下により事態を一層悪化させることとなったのである。以下、その時々長銀の行った施策を概観する。

2 平成2年度（平成2年4月～平成3年3月）

バブル崩壊初期の時点では、大型倒産事例が報道される都度、長銀および長銀関連親密先の名が大口債権者として登場した。長銀グループの与信判断の不適正さが露呈されたのである。

平成3年3月期の業務純益は、559億円であり、平成3年3月末での上場有価証券含み益は2兆2864億円であった。これに対して、平成3年1月末

日を基準日とする日銀考査における分類債権額は、1兆628億円であった。分類債権のうちⅢ、Ⅳ分類の合計は215億円となっており、当時の長銀の体力の範囲内で十分処理できるものであった。

3 平成3年度（平成3年4月～平成4年3月）

平成3年度に至り、開業後日が浅く過去の蓄積に乏しかった長銀リースの経営行き詰まりが表面化し、同社に対する支援強化策が経営陣に諮られた。他の関連親密先についても、第三債務者たる不動産業者の相次ぐ経営破綻によって資産内容は急激に悪化していった。また、平成3年7月に、営業企画部内に事業推進プロジェクト担当が設置された。同担当は、後に事業推進部に改組され、不稼働資産処理の司令塔として機能した。

平成3年12月に長銀は、不稼働資産を疎開させる受皿会社としてエヌアールコーポレーションを設立した。この頃、関連親密先も長銀と協議しつつ各々受皿会社を設立し、不稼働資産の移管を進めていた。長銀及び関連親密先の不良債権が受皿会社への貸付に振替わったのである。こうした受皿会社への貸付は金利支払が利息追貸等により形式的に契約どおり行われていることから正常債権とされ、不良債権としての開示対象外とされた。

平成3年度における業務純益は781億円、特殊要因を除く業務純益（以下、「実力業務純益」という。）は359億円であり、平成4年3月末上場有価証券含み益は、株価の大幅下落の結果、1兆1961億円と前期末から約半減した。

尚、平成4年1月10日を基準日とする大蔵省検査によれば、長銀の分類債権額は1兆3295億円であった。

4 平成4年度（平成4年4月～平成5年3月）

日経平均株価は8月には一時1万4000円台まで落ち込んだ。地価も大都市圏を中心に続落し、不動産市場は買い手不在による流動性喪失状態が継続していた。こうした時代背景のもとで、平成4年6月に不稼働資産処理専担部として事業推進部が設置された。長銀並びに関連親密先の不稼働資産は増加の一途を辿っており、受皿会社の活用が本格化する一方、日本リース、エヌイーディー支援策が正式に経営陣に諮られることとなった。

当年度の業務純益は、1304億円（実力業務純益490億円）、同期末の上場有価証券含み益は1兆2553億円とほぼ前年度末水準を維持した。

5 平成5年度（平成5年4月～平成6年3月）

大幅な地価下落が平成5年度も継続し、長銀の資産内容の劣化が更に進行していった。こうした中で、同年7月に経営課題となっていたE I Eグループに対する支援の打ち切りをようやく決断している。関連親密先の実質赤字が大幅に増加する中、長銀経営陣は、爾後3年程度は従来の先送り策から、ディスクロ計数を軸に据えた損失管理（時間をかけた計画的な「損切り」）への体制移行をすとの方針を決定し、中間処理施策としての不動産受皿会社である日比谷総合開発を設立した。このような対策により、平成6年3月末の公表不良債権は、7451億円と前期比微増にとどまったものの、平成5年11月30日を基準日とする日銀考査において、不動産及びノンバンク向け与信を中心に約3兆4000億円に上る未曾有の資産分類査定を受け、資産内容の急激な悪化を指摘されるに至った。

平成6年3月期の業務純益は1218億円を計上しているが、特殊要因による1270億円の利益（公社債売却益等）を控除後の実力業務純益は△52億円であった。平成6年3月期の上場有価証券含み益は、1兆2559億円を確保した。

6 平成6年度（平成6年4月～平成7年3月）

平成6年度は、本格的な不良債権処理が各金融機関で開始された年であった。しかしながら、長銀は、「長銀自体への信用問題への波及防止」の観点から日本リースに対し単独での損益支援実施を決定し、受皿会社である日比谷総合開発グループの活用を本格化させるとともに、政策株式の「疎開」を行うなど長銀並びに関連親密先の決算対策を強化していった。

関連親密先の資産内容の悪化に伴い、長銀は次々と受皿会社を新設し、不稼働資産を杜撰な事業化計画の下、移管していった。当時の内部資料に、「優良物件を時価にて購入するのを原則とする」「時価は不動産鑑定評価をベースとする」との記載が認められるが、一方では、「合理的な説明の

つくギリギリの（高い）水準」で引き取るものとされていた。

公表不良債権は7843億円とされ、損失管理とディスクロ対策の名の下に行われた不良資産隠しの成果から、前年末比約400億円の増加に止まった。

当年度の長銀の業務純益は809億円であったが、これは特殊要因1419億円によって嵩上げされており、実力業務純益は△610億円であった。長銀は業務純益、含み益を使って当期中に3433億円の不良債権処理を行ったが、最大の処理財源である上場有価証券の含み益は、当期末には4349億円に激減しており、関連親密先の全てを抜本的に再建する体力は残っていなかった。

7 平成7年度（平成7年4月～平成8年3月）

大口融資先であった関西地銀系ノンバンクの破綻に続き、住専処理問題が修正母体行主義で平成7年度末に政治決着をみた。この結論は長銀にとっては大きな痛手であった。長銀は野村証券とともに第一住宅金融の母体であり、社長を交互に派遣し他の主要ポストも分け合っていたが、長銀は単独メインバンクとして融資金額が突出していたのである。

また、前年度に支援を開始した日本リースに対し約1100億円の「前倒し」支援を実施し、これをもって支援終了宣言を行った。これは、経営支援先債権としての開示対象から除外するためのディスクロ対策と推認される。

更に、平成7年度は期初（4月）にS & Pの長期格付けがA-からBBB+に引き下げられたこと等から、関連親密先の資金調達の厳しさが増し、相次いで融資取引縮小要請を受けることとなった。ムーディーズも平成8年1月に同様の格下げを発表したが、一連のBBB格への格付け引き下げは、長銀本体の資金調達にも大きな影響を及ぼした。

この期に主要行は横並びで赤字決算を行ったが、長銀も6500億円の不良債権処理を実施、当期損失1130億円を計上した。また任意積立金を1312億円取崩して年12%への減配を行った（期末配当原資47億8578万円）。

平成8年3月期における上場有価証券含み益は5792億円であり、株式市況が改善したことから前期末比微増し、実力業務純益は69億円（特殊要因1967億円を加えて、2036億円の業務純益を計上）と前期比回復した。

公表不良債権（当期から金利減免等債権、経営支援先債権も開示対象）

は、平成8年3月期1兆1969億円であった。従来基準（破綻先債権、延滞債権のみ）では7782億円とされ前期比微減した。しかし、期末時点での関連親密先の不良債権総額、要処理額はいずれも1兆円を大きく上回っていた。

過去の先送りの「ツケ」は関連親密先決算に集約され、その実質赤字並びに債務超過額は雪だるま式に膨れ上がり、同期の主要関連親密先の赤字は実質851億円、債務超過額は表面上でも902億円まで拡大していた。長銀の同期の業務純益2036億円の40%を越える欠損が関連親密先決算に隠されていたのである。長銀グループの体力はもはや明確に減衰していた。

8 平成8年度（平成8年4月～平成9年3月）

株式含み益という最大の処理財源を喪失した長銀は、業務純益を財源として2087億円の不良債権処理を実施し、かろうじて黒字決算を維持した。長銀株価は期末終値で、前年同期比半値以下の420円となった。

平成9年3月期の公表不良資産は、1兆1435億円であった。

一方、関連親密先の実質損失は年間500億円に迫り、合算債務超過額も一層拡大した。また、当時事業推進部が作成した秘密文書によれば、主要関連親密先7社合計で最終要処理額1兆4300億円、当面要処理額で1兆700億円、その他の関連親密先の最終要処理額2800億円、当面要処理額300億円、合計最終要処理額1兆7100億円、当面要処理額1兆1000億円とされた。

このような状況にも拘わらず、当年度から従来全く手つかずとなっていたランディックへの支援（5年間で約2000億円支援）が開始された。

平成8年度においては、大量の保有株式を受皿会社等に「疎開」したこと、関連親密先からの他金融機関宛返済資金融資依頼に無制限に応じたことから、関連親密先ほぼ全社について長銀の貸出が大幅に増加した。

関連親密先へ巨額の追加貸出を承認した一方で、長銀経営陣は、平成8年度業務計画として貸出資産1兆円削減を掲げていた。これは、厳しさを増す資金調達環境、不良債権償却負担の増大、増資の困難性等当時の状況を踏まえた自己資本比率維持対策であった。この計画は概ね達成されたが、削減した貸出の大宗が正常先（一般優良企業）向け貸出であり、顧客基盤の毀損と将来収益への懸念を増幅させ企業価値の一層の低下を招いた。

平成8年4月16日を基準日として大蔵省検査を受検したが、分類金額は、資産内容の極端な悪化を反映し前回検査時対比約3倍の4兆円弱に増加した。中でもⅢ分類、Ⅳ分類の合計額が1兆円を突破し、うち関連親密先への与信分が6割強を占め7000億円を上回ったことは特筆に値する。事態を憂慮した大蔵省は長銀に対し、「経営改善計画」の策定とその実施状況に係る定期的な報告を求めた。

平成8年12月に大蔵省宛提出した「経営改善計画」は、平成10年3月末までに検査時対比5750億円のⅢ、Ⅳ分類資産の減額を図ること、新たな資本調達（分子対策）の具体的な検討と、資産圧縮（分母対策）の継続的推進による当面の自己資本比率維持策を骨子としていた。

当年度の業務純益は1966億円、特殊要因1086億円調整後の実力業務純益は880億円であった。上場有価証券含み益は、追加的な益出し処理と株式市況の再度の下落により1090億円まで大幅に減少した。

9 平成9年度（平成9年4月～平成10年3月）

平成9年度は、含み益が枯渇した中で、早期是正措置に対応するため不良債権の処理を待たなしに迫られた時期であった。平成9年4月の日本債券信用銀行の関連ノンバンク処理と経営再建策の発表後、市場は長銀を次のターゲットとして虎視眈々と狙っており、経営陣としても危機感を抱いていた。その結果打ち出されたのが、SBC（スイスバンクコーポレーション。現UBS銀行）との証券、投資顧問、プライベートバンキングの3業務分野での合弁子会社の設立、株式3%ずつの持合、取締役の相互派遣、SBCによる長銀優先株及び劣後債2000億円の発行斡旋を骨子とする業務提携であった。平成9年7月に発表され、9月に基本契約を締結したこの業務提携は、外資と邦銀の業務提携の先駆的なケースとしてもてはやされた。

SBCとの間では、当初、合弁子会社設立に先立ち2000億円の資本調達のアレンジを行うとの合意が成立しており、中間決算発表と時期を合わせて実施する方向で準備が進められていたのであるが、巨額の不稼働資産の存在を知ったSBCとの交渉が長引くうち、日本の金融システムへの不信

感の増大等から発行市場が極度に冷え込み、発行延期を余儀なくされた。

資本充実策と切り離す形で公表された中間決算は次のようなものであった。業務純益798億円、当期利益100億円、上場有価証券含み益1083億円、公表不良債権1兆1880億円、不稼働資産処理額727億円。こうした決算結果に基づき、取締役会にて中間配当12%の実施を決定した。

その後も起債環境は好転せず、SBCによる2000億円の資本調達アレンジは実現しなかったが、平成10年3月末に優先株式（1300億円）、劣後ローン（466億円）形態での公的資金注入を受けた。

平成9年の株式市況は、年央から下落の一途を辿った。特に11月以降は北海道拓殖銀行、山一証券ショックから1万5000円を割り込み、一時的な恐慌状態に陥った。こうした経済環境の激変により、長銀の流動性（資金繰り）問題が、一気に深刻化した。とりわけ、外貨資金調達は壊滅的な打撃を受け、日々の資金繰りを確保するため健全資産の売却を余儀なくされた。一方、国内でも、関連親密先の必要資金の肩代りのみならず長銀本体の資金手当に追われる状況に陥った。

また、資金繰りが逼迫する過程で、大口資金供給先である機関投資家の一部から、長銀本体の資金調達或いは関連親密先の借入に対する債権保全措置強化のため、担保差入れ（予約）を要請する声が急速に強まり、これらの要請に平成9年12月以降順次応じていった。

長銀の株価は、SBCとの提携発表により持ち直し、8月には622円に回復した。しかし金融不安が深刻化した11月には一時147円まで下落、年明け後も200～300円台を軸に低迷を続けた。格付けも更に低下し、平成10年3月にはムーディーズ、S&PともBaa3、BBB-への格下げを公表した。何れも不良債権問題への対応の遅れを格下げ理由として指摘している。

こうした状況下、平成9年12月、「2ヶ年計画」（「長銀再生2ヶ年計画」）が決定された。5兆円規模の追加的資産圧縮、不稼働資産の思い切った処理、関連親密先経営の見直し、経営システムの見直し、人事処遇の切り下げ、保有資産処分及び物件費の削減を骨子とするリストラ計画であった。

平成10年3月期の公表不良債権額（当期から更に開示対象拡大）は、1兆3785億円である。当年度には、長銀は、当初予定額を上回る6165億円

(うち関連会社向け2819億円)の不良債権処理を実施し、長銀リース、ラ
ンディックについて支援終了宣言を行った。しかしながら、主要関連親密
先6社の平成10年3月における不稼働資産は合計2兆円に近づいていた。

当期の業務純益は、1647億円(実力業務純益980億円)であり調達コスト
低下の恩恵を受け前年比更に改善した。反面、上場有価証券含み益は、株
価の低落により期末時点で△2191億円の含み損に転じた。平成10年2月の
経理基準変更を受け、有価証券の評価基準を低価法から原価法に改め、従
来基準比2645億円の決算上の損失認識を回避した。

10 平成9年度決算(平成10年3月期)について

早期是正措置(平成7年12月公表)に対応するため、平成8年度から検
討、準備が本格化した。長銀経営陣は長銀の有する関連親密先に対する不
稼働資産総額や長銀が償却・引当を行う必要のある額については、適宜調
査報告を受けており、各種内部資料によれば、平成10年3月期決算におい
て本来償却・引当が必要な金額は、8000億円ないし1兆円であり、この額は
長銀経営陣も知悉していたのである。

平成8年4月当時は、赤字決算回避を前提として関連親密先不稼働資産
の年間処理可能額は約1500億円から約2000億円と見積もられていた。しか
し、その後、平成9年2月には平成9年度の処理目標は赤字決算も視野に
入れつつ一般先及び関連親密先合わせて3000億円ないし5000億円と想定さ
れ、同年8月頃から、SBCとの提携の実現を見込んで合計5000億円が目
標値となった。その後、SBCの斡旋による資本調達は困難となったが、
公的資金の導入、原価法の採用により、不稼働資産処理可能額は、ほぼ
5000億円超(うち関連親密先は約2500億円)であった。

長銀は、無配回避はもとより自己資本比率8%を優に越えることを至上
命題としていた。したがって、本来処理しなければならない関連親密先不
稼働資産約8000億円ないし約1兆円が存在し、処理可能額が約2500億円で
あることから、要処理額を処理可能額の範囲に圧縮しなければならなかつ
た。このため、平成9年4月頃から、事業推進部において種々の試算が繰
り返された。その結果、「特定先」「支援実績先」という恣意的な区分を

設定しさらに、関連ノンバンク基準を適用するに際し、体力のない相手先を体力のあるものと認定することとして自己査定を実施するなどの償却・引当を過少に算出するための自己査定基準を策定し、適用したのである。

その結果、同委員会の判定によれば、本来は約8200億円の償却・引当を実施すべきところ、約6100億円強の償却・引当に止め、あたかも剰余金が460億円であるかのように決算を装い、かかる財務諸表に基づき一株につき3円の割合による利益配当を行う旨の利益処分案を作成し、これらを、平成10年6月25日、長銀の第74期定時株主総会に提出し、株主に対し合計約71億円を配当したのである。

11 平成10年度（平成10年4月～平成10年10月）

長銀は平成10年度期初に執行役員制度を導入し、商法上の取締役を6名にした。同年4月及び6月にSBCとの合併会社「長銀UBSプリンソン投資顧問」、「長銀ウォーバーグ証券」が開業した。

しかし、長銀の信用不安は水面下で最終局面に至っていた。4月から再び株価は時折200円を割り込み、SBCの斡旋による2000億円ファイナンスの実現性は当面限りなくゼロに近いと市場関係者も評価した。そして、6月以降連日「長銀破綻」「SBCとの業務提携解消」「自主再建断念」

「長銀合併へ」といったマスコミ報道にさらされることとなった。同時期に長銀ウォーバーグ証券が長銀株を大量に売却したことも、市場での評価を更に悪いものにした。

このような中で、6月25日株主総会を開催したが、当日の株価は額面である50円まで低下しており、金融機関としての存続を市場から拒否された状況であった。その翌26日、住友信託銀行との合併検討開始を発表した。その後、7月から資産査定を中心とした金融監督庁検査が開始され、8月には関連親密先の不稼働資産処理、海外撤退等を中心とした経営改善策を発表、併せて事実上の救済合併に備えた交渉が行われた。10月19日、金融監督庁の検査結果が発表され、平成10年9月末時点で自己資本額が1570億円、有価証券含み損を加味した実質債務超過額が3412億円であるとされた。

長銀は、合併交渉も立ち消えとなり、株価額面割れが9月途中から恒常